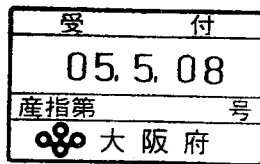


産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月1日

大阪府知事 殿



提出者 641-0002
住 所 和歌山県和歌山市新中島63-8

氏 名 大和ハウス工業株式会社 和歌山支店
支店長 金田 恵治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 073-473-9510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪府 管轄内事業場
事業場の所在地	大阪府 管轄区域内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	工事完成高 550 百万円
③従業員数	全従業員 84 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類（コンクリート塊、アスコン塊）、木くず→再生処理業者に委託して、再生砕石、チップ（合材用、燃料用）として再資源化 ・新築工事（住宅系当社商品） 現場にて建設産廃を19品目に分別し当社奈良工場に一括して集め品目別に再生処理業者に委託し再資源化 ・新築工事（一般建築） 現場にて建設産廃を分別しリサイクル可能な品目については再生処理業者に委託して再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 別紙通り(別表1、別表2)	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
【前年度(令和4年度)実績】	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
排出量	17 t
①現状	紙くず 3 t
	(これまでに実施した取組) ・住宅系に於ける当社商品の工業化
【目標】	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
排出量	16 t
②計画	紙くず 3 t
	(今後実施する予定の取組) ・上記の取組に加え、店舗建築に於ける当社商品の採用 ・プラスチックボードのプレカット化
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・住宅系新築工事では19品目に分別 ・商業系新築工事では7品目に分別 ・解体工事ではリサイクル可能な木くず、がれき類の地産合産産は出さ ない
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の分別を継続

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器	がれき類	建設系混合廃棄物
58 t	0 t	2 t	69 t	1,419 t	41 t

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器	がれき類	建設系混合廃棄物
52 t	0 t	1 t	63 t	1,277 t	37 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項											
①現状	【前年度 (年度) 実績】		【前年度 (令和4年度) 実績】		木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系組合廃棄物	
	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t							
		t		t	3 t	58 t	0 t	2 t	69 t	1,419 t	41 t
		t		t	0.003 t	46 t	0 t	0.1 t	14 t	19 t	41 t
		t		t	3 t	58 t	0 t	2 t	56 t	1,400 t	6 t
		t		t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		t		t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		【前年度 (令和4年度) 実績】		木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系組合廃棄物	
	産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定回収業者の熱回収 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (これまでに実施した取組)	t	産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定回収業者の熱回収 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (今後実施する予定の取組)	t							
	17 t	3 t	17 t	3 t	3 t	58 t	0 t	2 t	69 t	1,419 t	41 t
	3 t	0.003 t	3 t	0.003 t	0.003 t	46 t	0 t	0.1 t	14 t	19 t	41 t
	0 t	3 t	0 t	3 t	3 t	58 t	0 t	2 t	56 t	1,400 t	6 t
	15 t	0 t	15 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。
・毎年、安全管理部同行で委託処理業者の現地審査を実施している。

【目標】 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器	がれき類	建設系混合廃棄物	汚泥
全処理委託量	16 t	3 t	0 t	52 t	1 t	63 t	1,277 t	37 t	0 t
優良認定処理業者 への処理委託量	2 t	0 t	0 t	42 t	0 t	13 t	17 t	37 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	0 t	3 t	0 t	52 t	1 t	50 t	1,260 t	5 t	0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	14 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(今後実施する予定の取組)
 ・可能な限り優良認定処理業者を指定する。
 ・委託処理業者への現地審査は継続する。

②計画

※事務処理欄

廃棄物処理に関する管理体制

区分	部門	主な職務
事業所	事業所長	【適正処理の推進】 ・ 遵法性の確認 ・ 事業所廃棄物管理責任者の任命 ・ 委託基本契約書の締結
	事業所廃棄物管理責任者 (工事部門責任者)	【適正処理の推進】 ・ 廃棄物処理業者等の現地審査 ・ 事業所廃棄物処理系統図の作成 ・ 委託基本契約書の作成 ・ 現場指導(分別、保管管理等) ・ 事業所廃棄物管理状況の確認 ・ 行政対応(報告書類の作成等) 【3Rの推進】 ・ 改善施策の実施
	住宅工事部門・建築工事部門	【適正処理の推進】 ・ マニフェスト運用管理 ・ eシステム運用管理 ・ 現場指導(分別、保管管理等) 【3Rの推進】 ・ 改善施策の実施

廃棄物管理組織図

